

保険医療機関及び保険医療養担当規則

■当院は中四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

次の施設基準に適合している旨の届出をおこなっています。

- ・地域一般入院料3
- ・療養病棟入院基本料2
- ・地域包括ケア入院医療管理料1
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算2
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・機能強化加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算2・データ提出加算4 口
- ・入院時食事療養（Ⅰ）/入院時生活療養（Ⅰ）
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・がん治療連携指導料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・酸素の購入単価
- ・感染対策向上加算3
- ・外来データ提出加算
- ・後発医薬品使用体制加算3
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・医療点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料（27）

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。